

第2「み ず」

第2－3「うみ」と「みなと」

(港 湾 課)

第2-3 「うみ」と「みなと」

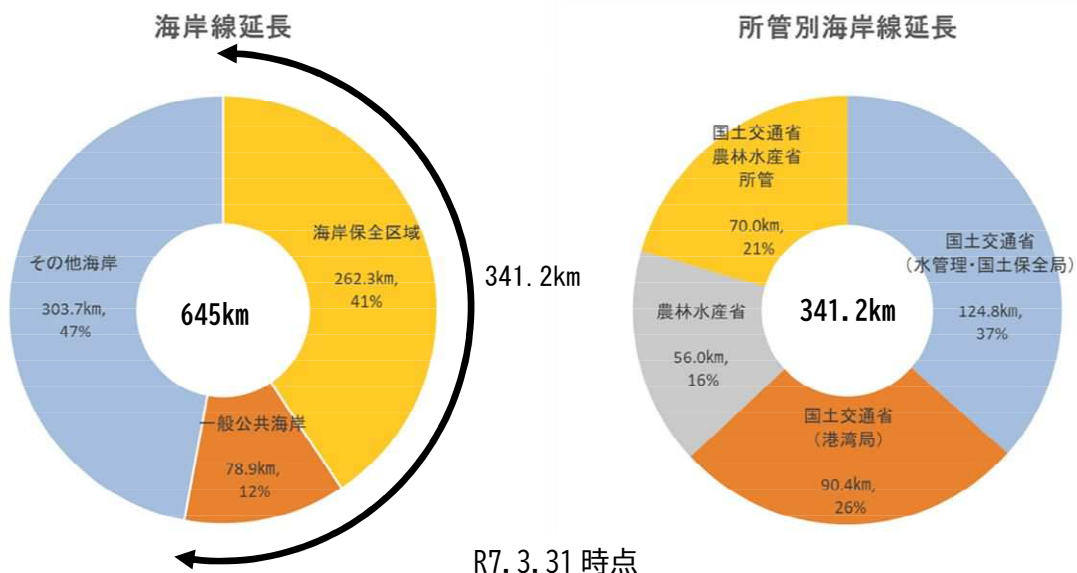
1 海岸の現況

(1) 概要

福岡県の海岸線延長は約645kmに及び、このうち約262kmは海岸法上の海岸保全区域、約79kmは一般公共海岸となっています。海岸保全区域は3省庁（国土交通省、農林水産省、水産庁）所管に分かれており、県土整備部では、このうち国土交通省水管理・国土保全局及び港湾局所管分（博多港及び北九州港の港湾区域を除く）と一般公共海岸区域を管理しています。

海岸線延長

- ・ 福岡県の海岸線は港湾や漁港等を含め約645km
- ・ そのうち海岸法で国や地方公共団体が管理する区域は全体の約341km [約50%程度]
(その他海岸は保安林や道路護岸、飛行場などによって構成されています。)



柳川海岸 (柳江市)



新松原海岸 (岡垣町)

(2) 福岡県の海岸

玄界灘沿岸

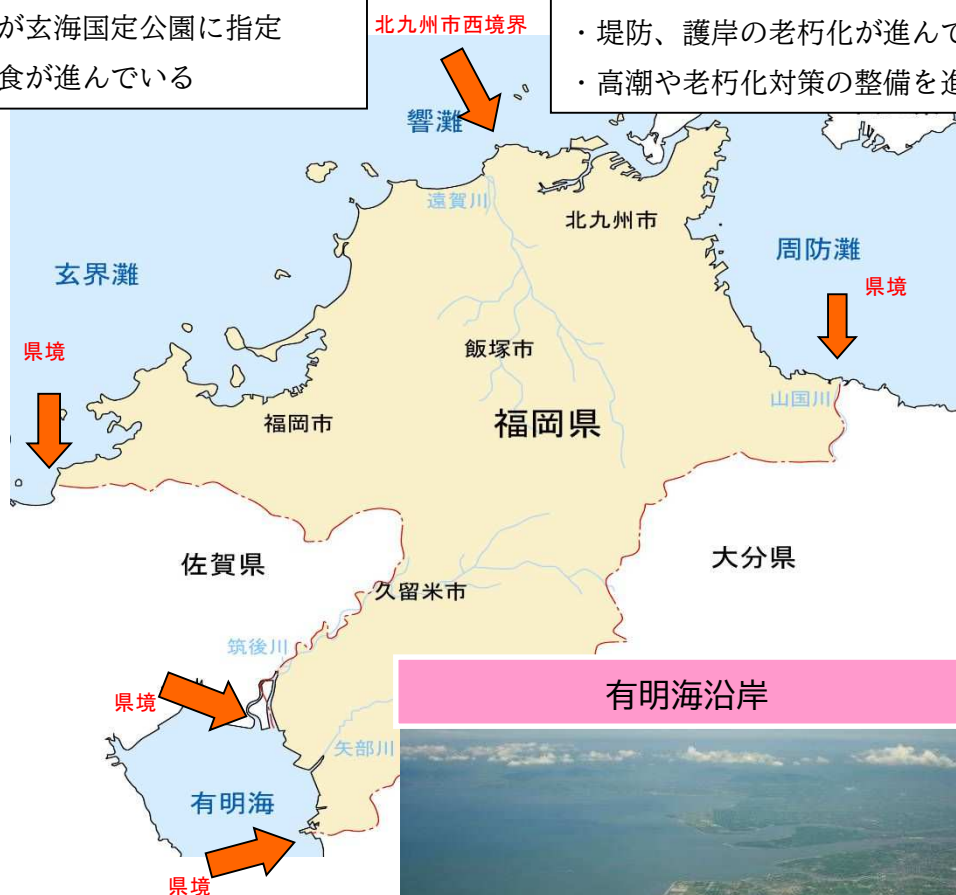


- ・北九州市西境界から佐賀県境までの沿岸
- ・ほとんどが玄海国定公園に指定
- ・海岸の侵食が進んでいる

豊前豊後沿岸



- ・北九州市西境界から大分県境までの沿岸
- ・堤防、護岸の高さ不足
- ・堤防、護岸の老朽化が進んでいる
- ・高潮や老朽化対策の整備を進めている



有明海沿岸



- ・筑後川河口（佐賀県境）から熊本県境に至る沿岸
- ・干満の潮位差が大きく軟弱土層の干潟が続く
- ・堤防の高さ不足
- ・高潮対策の整備を進めている

沿岸区分は地形・海象面の類似性や沿岸漂砂（砂の移動）の連続性や都道府県境を考慮して定める

2 海岸の整備計画

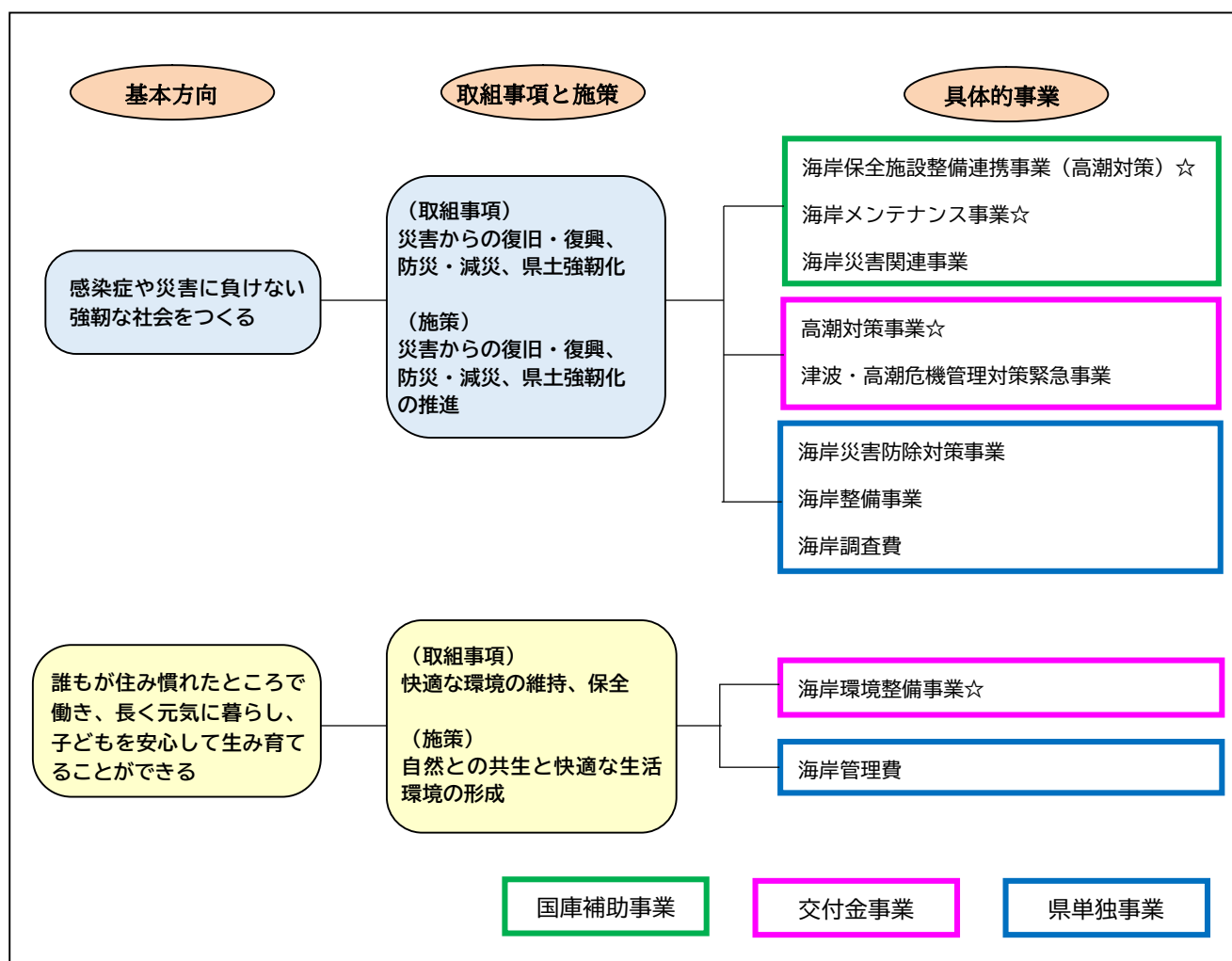
我が国の海岸は、地震や台風、冬期風浪等の厳しい自然条件にさらされており、津波、高潮、波浪等による災害や海岸侵食等に対して脆弱性を有しています。

今後、価値観の多様化や少子・高齢化等が進む中で、海岸は、大規模な津波、台風等による高潮等に備え、防災・減災対策により災害に対する安全性が一層向上し、良好な海岸環境の整備と保全が図られ、人々の多様な利用が適正に行われる空間となることが求められています。さらに、海岸保全施設については、今後、集中的に老朽化対策が必要とされており、適切な維持管理・更新を推進することが求められています。

福岡県では、国が定める「海岸保全基本方針」に沿って、防護・環境・利用が調和した海岸づくりを目指し、海岸整備を実施していく上で基本となる「海岸保全基本計画」を策定し、その基本計画に基づき海岸保全施設の整備を行っています。

3 海岸事業の施策体系

福岡県では、「福岡県総合計画」に定められている基本方向や、基本方向ごとの取組事項と施策を推進するため、海岸に関する具体的事業を実施しています。



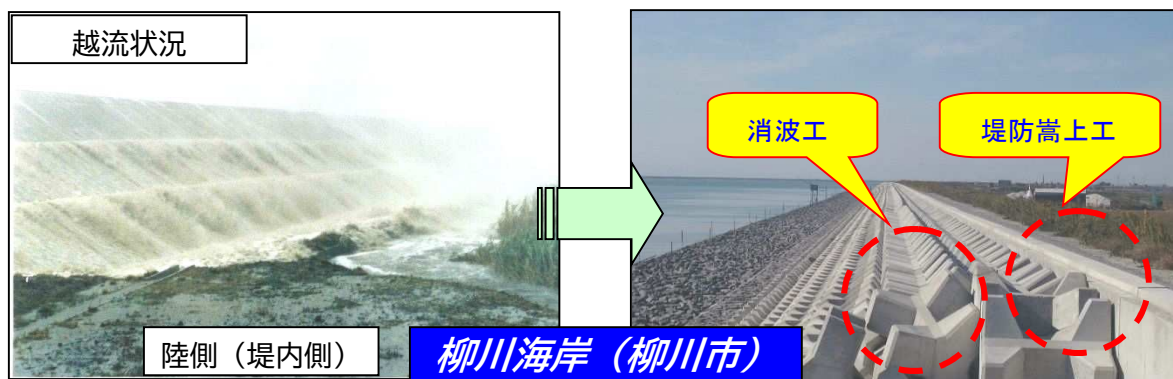
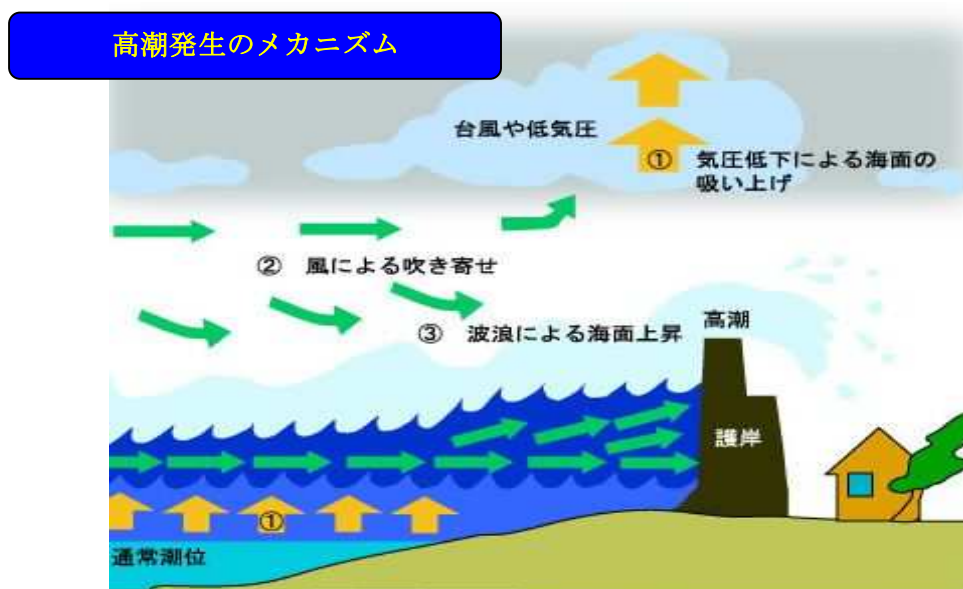
☆次ページ以降において事業の概要説明を記載しています。

4 海岸の事業概要

(1) ハード対策

ア 高潮対策事業

福岡県は、台風の常襲地帯であり、特に有明海沿岸や豊前豊後沿岸の背後地は、ゼロメートル地帯(地盤高さが平均満潮位より低い土地)が広く存在し、人口や資産が集積しているため、高潮による被害が懸念されます。このため高潮による被害防止を目的とした堤防や護岸の嵩上げや補強を行います。



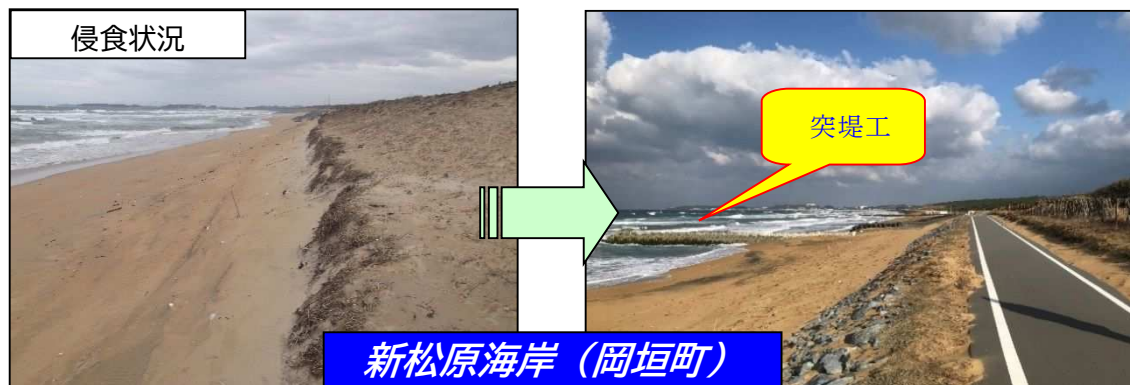
イ 海岸メンテナンス事業

経年変化等の影響による損傷や機能低下が進行している既存施設の補修・改良を行います。



ウ 海岸環境整備事業

海岸における自然環境の保全やレクリエーションその他活動の場としての利用増進を図る事業です。この事業では、人工リーフ、突堤等の整備や養浜等を行います。

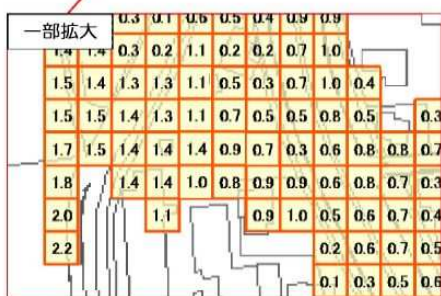


(2) ソフト対策

ア 津波対策

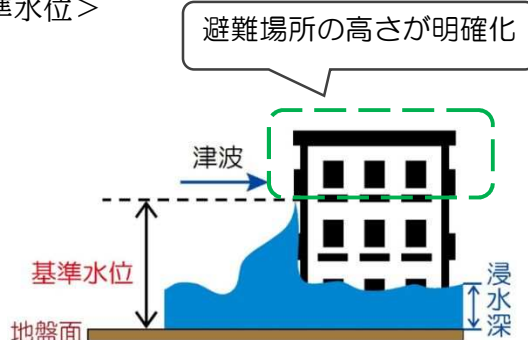
東日本大震災において、想定をはるかに超えた巨大な津波により甚大な被害が発生したことを受けて制定された、「津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）」の規定に基づき、平成 30 年 7 月 31 日までに「津波災害警戒区域」を指定しました。

現在、区域指定された沿岸市町においては、津波ハザードマップの作成が完了しており、今後も県は、避難訓練の実施、避難確保計画の作成などを支援し、市町とともに津波に対する警戒避難体制の整備がより確実なものとなるよう努めていきます。



※□の数字が基準水位（10m四方毎）

<基準水位>



- ・津波浸水想定に定める浸水深に、建物等への衝突によるせき上げ高を考慮した水位
- ・津波から避難する上での有効な高さが想定でき、避難施設などの効率的な整備の目安になるよう地盤面からの高さで表示

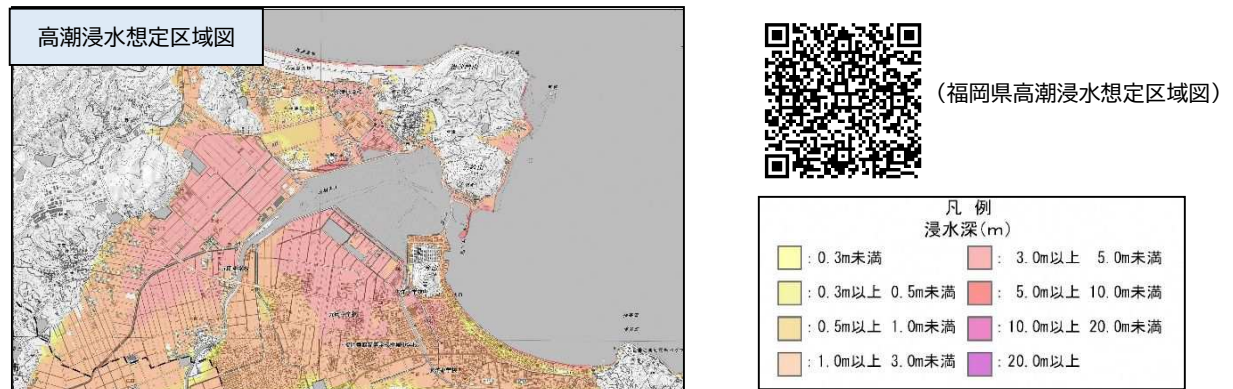
（福岡県津波災害警戒区域図）



イ 高潮対策

平成27年5月に改正された水防法に基づき、未だ経験したことのない規模の災害から命を守るため、想定される最大規模の高潮を前提とした「高潮浸水想定区域図」を令和元年12月27日までに県内3沿岸で公表しました。

現在、区域指定された沿岸市町においては、高潮ハザードマップの作成を進めており、今後も県は、ハザードマップの作成、避難訓練の実施、避難確保計画の作成などを支援し、市町とともに高潮に対する警戒避難体制の整備がより確実なものとなるよう努めていきます。



5 海岸の管理

(1) 海岸管理業務

福岡県の海岸管理の主な業務は次のとおりです。

- ア 海岸保全区域の指定・廃止
- イ 海岸管理者以外の者が行う海岸保全施設に関する工事の承認
- ウ 公共海岸の占用等許可（一般公共海岸区域を含む）
- エ 海岸工事の施工

そのほか、海岸保全台帳の整備等の海岸管理運営業務を行っています。

○海岸の管理についての事務

- ・ 公共海岸の占用や海岸での砂・土石の採取、施設の建設など一定の行為を許可制とし、料金を徴収
- ・ 不法投棄による海岸の汚損など心ない行為を禁止・監督 等

海岸保全区域の管理

都道府県知事等

- ・ 海岸保全施設の整備等
- ・ 占用の許可
- ・ 行為の許可 等

一般公共海岸区域の管理

都道府県知事等

- ・ 占用の許可
- ・ 行為の許可 等

(2) 砂利採取許認可業務

一般海域等において、砂利採取法に基づく砂利採取計画の認可事務及び、福岡県一般海域管理条例に基づく、土石採取の許可事務を行っています。

6 港湾の現況

(1) 港湾の役割

わが国は四方を海に囲まれ、加工貿易を中心として発展してきました。現在では、食料の6割、エネルギーの9割以上を海外から輸入しています。国内物流においても海運が重要な役割を担うなど、港湾は日本経済を支える最も基本的かつ不可欠な社会基盤として重要な役割を担っています。

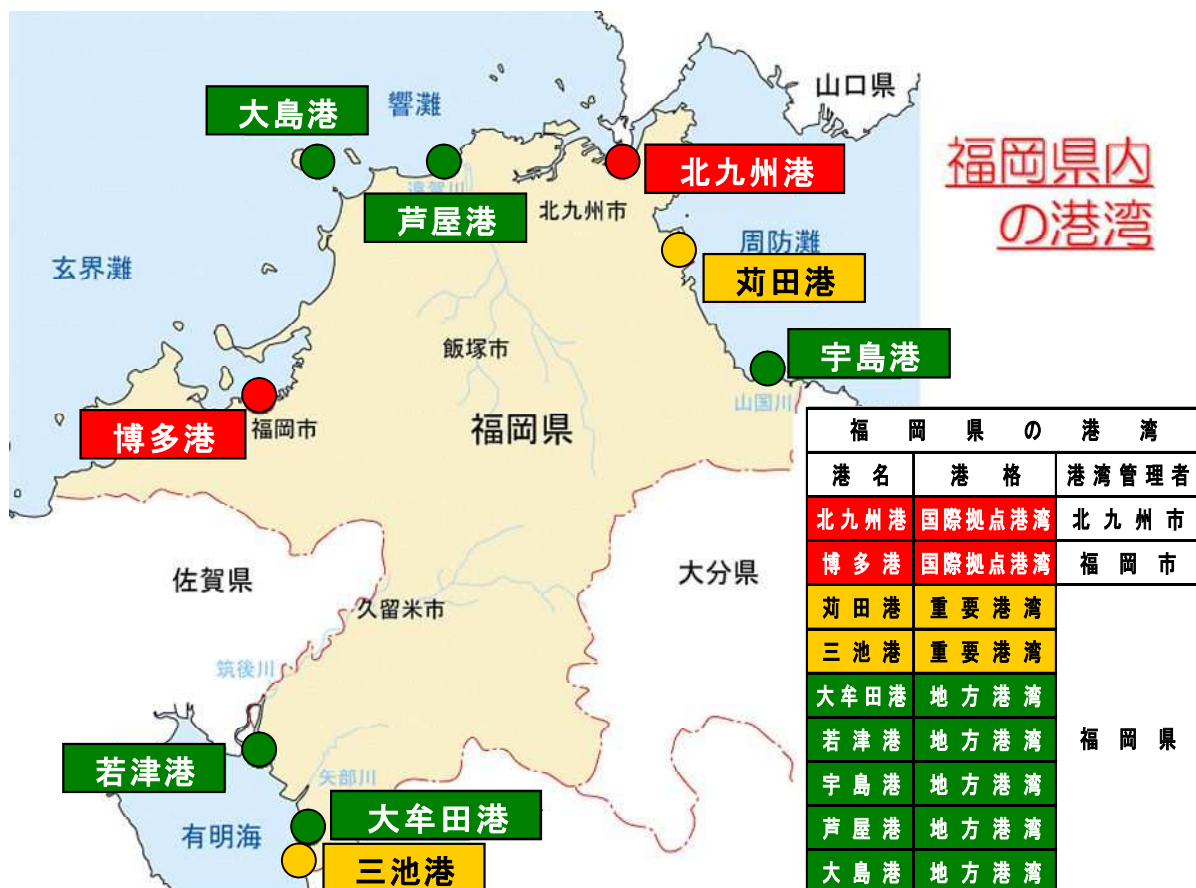
(2) 福岡県の港湾

福岡県は、北西は玄界灘、響灘、南西は有明海、北東は周防灘に面しているという地理的条件から、古くより大陸との玄関口として栄え、今後もアジアに開かれた交流拠点として一層の発展が期待されています。

大 島 港
・昭和28年地方港湾指定 ・平成23年『うみんぐ大島』がオープン ・主要貨物 フェリー貨物

芦 屋 港
・昭和50年地方港湾指定 ・主要取扱品 非金属鉱物、砂利・砂

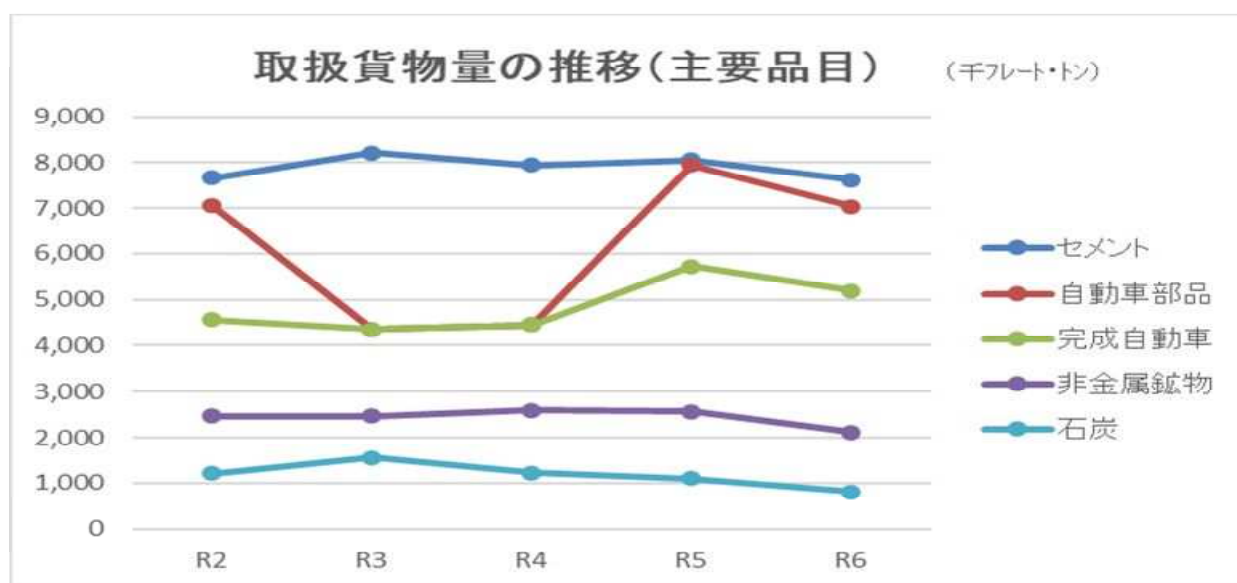
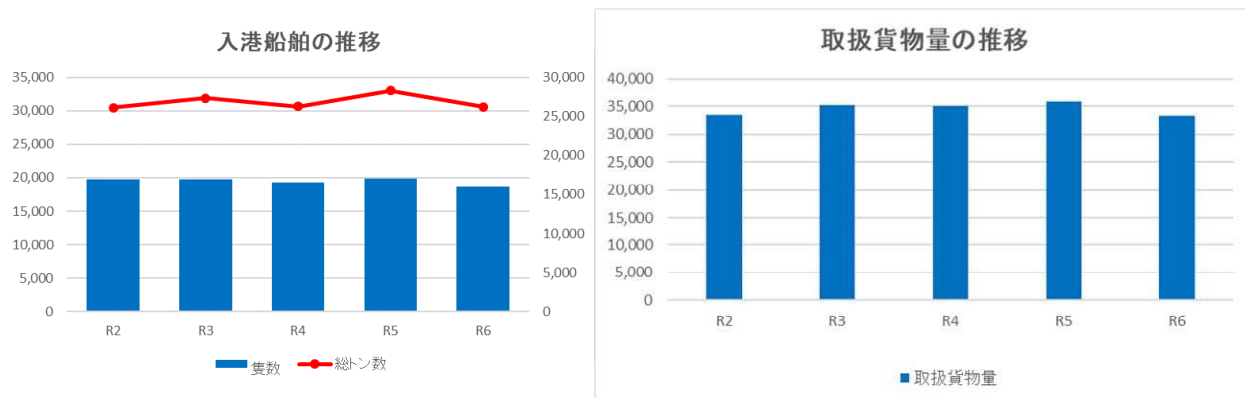
宇 島 港
・昭和28年地方港湾指定 ・主要取扱品 重油、原油



若 津 港
・昭和28年地方港湾指定 ・主要貨物 重油、石油製品

大 牟 田 港
・昭和28年地方港湾指定 ・主要貨物 砂利・砂、紙・パルプ

・県管理港湾の利用状況



※フレート・トン…運賃の算定基準となる貨物の重量又は容積の単位。

貨物の数量表示には、重量建と容積建がある。これは、重量のあるものは船舶の喫水に、かさ高のものは積載容量にそれぞれ制限を

与えるので、二つの表示方法を併用しており、運賃清算のもとになっている。1フレート・トン＝容積で1、133立方メートル(40立方フィート)、重量は1,000キログラムを1トンとし、容積と重量のうちいずれか大きい数値

令和6年 県管理港湾取扱貨物量 (単位:フレート・トン)							
港名	全体	外貨			内貨		
		小計	輸出	輸入	小計	移出	移入
合計	40,614,996	7,831,346	5,132,012	2,699,334	32,783,650	14,645,378	18,138,272
重要港湾	40,192,197	7,831,346	5,132,012	2,699,334	32,360,851	14,529,692	17,831,159
荻田港	30,823,767	6,784,389	5,026,451	1,757,938	24,039,378	14,419,115	9,620,263
三池港	9,368,430	1,046,957	105,561	941,396	8,321,473	110,577	8,210,896
地方港湾	422,799	0	0	0	422,799	115,686	307,113
宇島港	190,483	0	0	0	190,483	98,593	91,890
大島港	8,248	0	0	0	8,248	4,124	4,124
大牟田港	36,676	0	0	0	36,676	8,075	28,601
芦屋港	185,892	0	0	0	185,892	3,394	182,498
若津港	1,500	0	0	0	1,500	1,500	0

(3) 県内重要港湾の現況

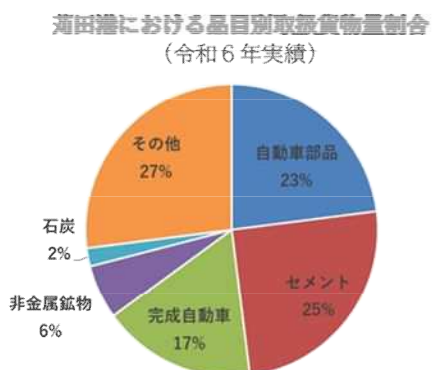
ア 苅田港

苅田港は臨海部に、九州電力(株)、UBE 三菱セメント (株)、日産自動車九州(株)、 トヨタ自動車九州(株)等の企業が立地し、さらに、ユニ・チャームプロダクツ(株)、バイオマス発電企業が新松山地区に進出するなど工業港として躍進を続けています。取扱貨物量は平成29年に過去最高(約3,721万t)を更新しました。近年は令和2年に新型コロナウイルスの影響により取扱貨物量が落ち込んで以降、3,200万t前後で推移している状況であるものの、今後の航路や埠頭などの港湾施設の整備により更なる発展が期待されています。

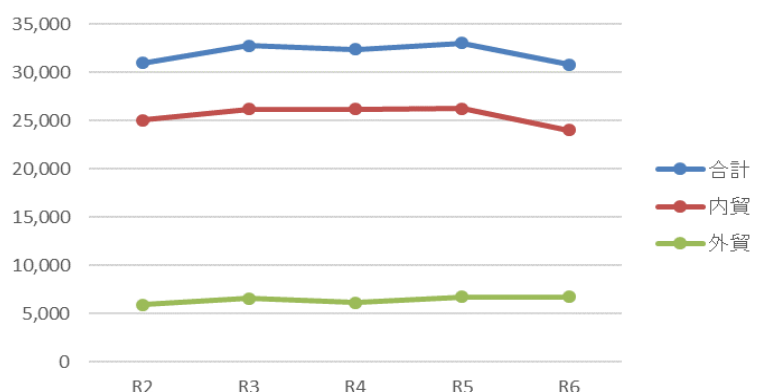
特に新松山地区では、東九州自動車道、北九州空港、苅田港が半径5km圏にある陸海空の結節点という好立地を活かした企業誘致が進められており、新松山臨海工業団地の第2期分譲(約30万㎡)では、令和7年2月にトヨタバッテリー(株)の車載用電池工場建設が決まっています。現在は、沖側の第3期分譲地やそれに隣接する新たな産業用地、ふ頭用地の造成も併せて造成中です。また国による岸壁(-12m)や泊地(-12m)の整備も行われています。



○港の利用状況



苅田港における取扱貨物量の推移 (千フレート・トン)



○荊田港港湾計画

概ね20年～30年後の目指す姿を描く「荊田港長期構想」を令和7年3月に策定しました。

「安全と安心は”みなと”から～サステナブルな社会をイノベーションで拓く荊田港」を基本理念とし、「物流・産業」、「環境保全」、「人流・賑わい」、「安全・安心」の4分野において、20年～30年後の社会像から社会的課題、荊田港に求められる役割を予測し、目指す姿、基本戦略、取組方針を設定。それらを踏まえ、施設の利活用の方針や、新たな埠頭用地・産業用地の候補地について取りまとめたものです。

今後、この荊田港長期構想を基に港湾計画の改訂に着手します。

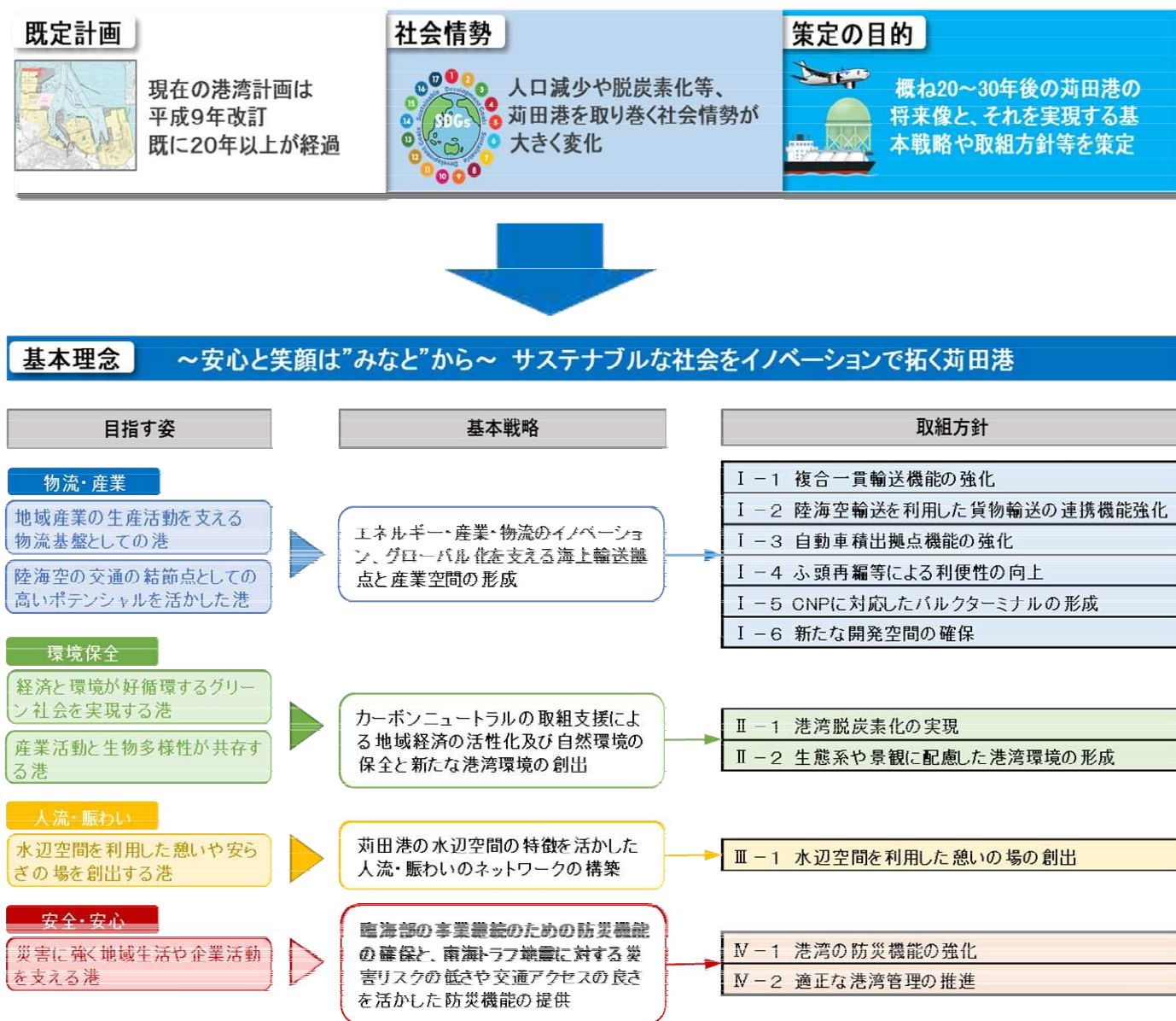


図 荊田港長期構想（令和7年3月）



荊田港長期構想
二次元コード

イ 三池港

三池港は、三井鉱山により整備され、明治41年に開港しました。その後、三池炭鉱から産出された石炭の積出港として発展し、昭和26年に重要港湾に指定されています。

炭鉱閉山後の県南地域の振興や発展のため、平成10年に公共岸壁を供用し、その後も船舶の大型化に対応した航路の整備や公共埠頭の拡張等を行ってきました。平成18年に開設された、釜山港との国際コンテナ航路の増設や取扱量の増加に対応するための公共埠頭の拡張整備が令和元年度に完了し、有明海沿岸道路も延伸するなど、三池港は、今後も県南地域の物流拠点として期待されています。

また三池港は、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」(平成27年7月登録)の構成資産であり、三池港が有する日本の近代化を支えた世界遺産に値する歴史的・文化的な価値を保全するため、価値を構成する産業遺産の適切な保護に配慮しながら、港湾の開発及び利用に努めていきます。

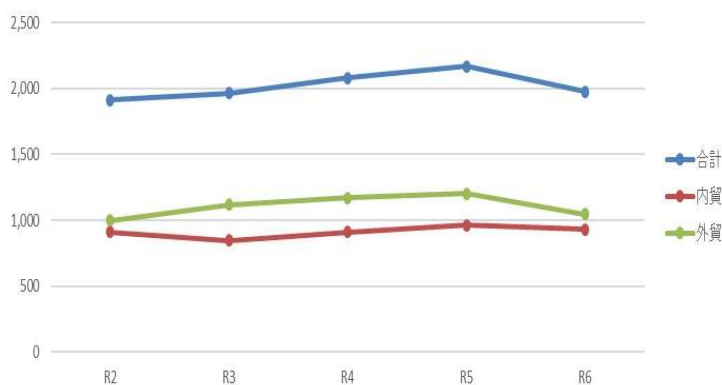


○港の利用状況

三池港における品目別取扱貨物量割合
(令和6年実績)



三池港における取扱貨物量の推移 (千トン)



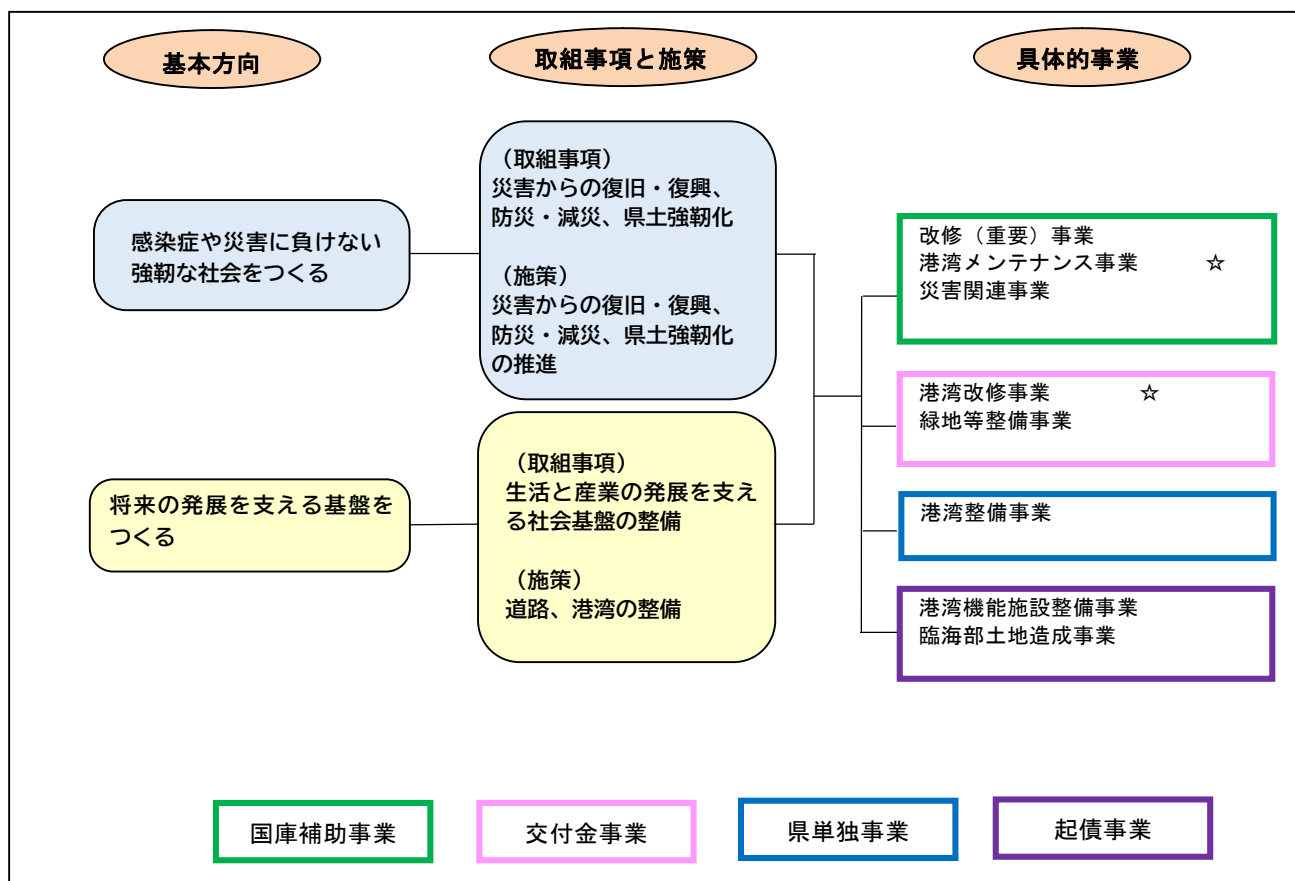
7 港湾の整備計画

昨今、国内外の社会経済情勢は大きく変化しており、産業の競争力の強化、国際拠点化の加速、みなとを核とした地域の活性化、県民の安全・安心の確保を図ることは急務となっており、これらの実現のため、以下の整備計画に取り組んでいます。

- ・ 地域の基幹産業の生産性向上、国際競争力の強化のための航路・泊地・岸壁等港湾施設の整備
- ・ 港湾背後の立地企業の需要動向に適切に対応した港湾機能の強化
- ・ 地域振興の拠点となる地方港湾の整備
- ・ 県民の生命と財産を守るための総合的な防災・減災対策の推進
- ・ 老朽化の進む港湾施設の維持管理

8 港湾整備の施策体系

福岡県では、「福岡県総合計画」に定められている基本方向や、基本方向ごとの取組事項と施策を推進するため、港湾に関する具体的事業を実施しています。



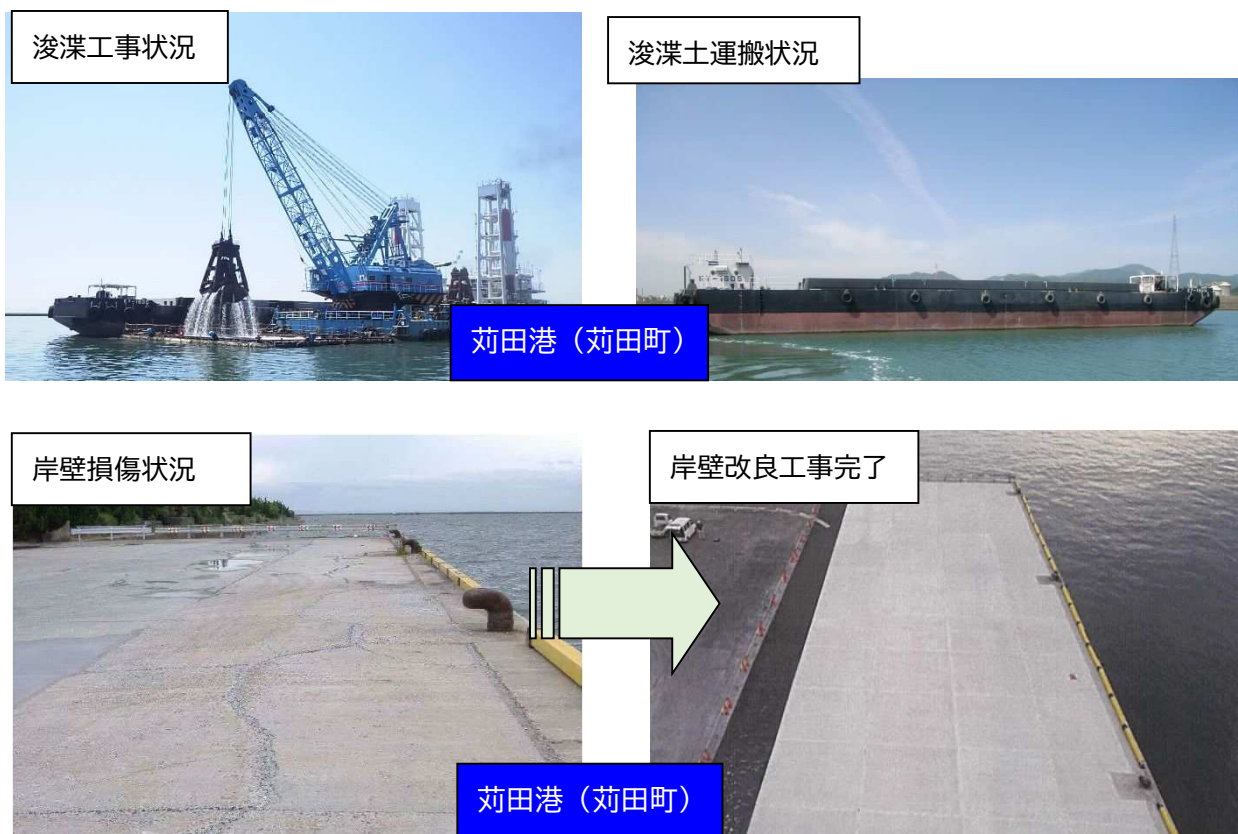
☆次ページ以降において事業の概要説明を記載しています。

9 港湾の整備・維持管理

(1) 港湾の事業概要

ア 港湾改修事業

港湾法第2条第5項に規定する港湾施設（水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設等）の建設又は改良の港湾工事を行うことにより、港湾を利用する一般公衆の利便性の向上を図ります。



イ 港湾メンテナンス事業

建設後50年以上経過する港湾施設の割合が増大する中、加速度的に進行するインフラの老朽化対策を実施し、機能の復旧を行い、延命化を図ります。



(2) 港湾の管理

ア 管理業務

港湾法、福岡県港湾施設管理条例等に基づき行う主な業務は次のとおりです。

維持管理	港湾施設の維持管理、港湾台帳の整備、港湾施設の認定申請 など
適正な運営	港湾施設の使用許可、港湾区域内等における占用許可 など
規制	港湾隣接地域の指定、臨港地区の指定、分区の指定 など

イ 港湾振興業務

① 工業用地の処分

- ・「松山工業用地」 自動車関連企業等の誘致による雇用創出及び経済効果が期待される松山工業用地の分譲に関する業務(648,582㎡全面積について分譲済み)
- ・「新松山工業用地」 自動車関連企業等の誘致による雇用創出及び経済効果が期待される新松山工業用地の分譲に関する業務(653,957㎡全面積について分譲済み)

② ポートセールス活動

三池港の利用促進を図るため、マイポートみいけ利用促進協議会(※)が主体となって、荷主企業、船社等に対する助成や港湾施設・周辺インフラ活用の利便性をPRするポートセールス活動(集荷、航路誘致)に取り組んでいます。

※マイポートみいけ利用促進協議会

三池港への集荷、航路誘致による利用促進を目的に、福岡県、大牟田市、九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所、三池貿易振興会、大牟田商工会議所、三池港物流㈱の6団体で構成する団体。

ホームページ <http://www.miikeport.jp/>



③ 港湾サービス提供の取組み

苅田港及び三池港では、港湾EDIシステムの導入により、係船許可申請手続きの電子申請を運用開始しています。また、関門港及び周辺水域を航行する船舶に対し、国際海上VHF無線電話海岸局(ポートルジオ)で港湾関連情報の提供を行っています。

ウ 港湾保安対策等の業務

改正SOLAS条約(海上における人命の安全のための国際条約)の発効(H16.7.1)に伴い、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」が制定され、県営港湾では、苅田港及び三池港において出入管理等の保安対策を実施しています。

エ 公有水面埋立免許事務

公有水面埋立法に基づき県管理港湾の港湾区域及び一般海域における公有水面埋立ての免許事務を行っています。

オ その他

港湾事業に関する漁業補償・争訴、港湾収支報告書の作成・公表や港湾統計調査等の港湾の管理運営業務を行っています。